糸魚川市農業委員会　議事録

開催日	平成28年4月28日（木）　　午前9時30分から午前10時48分
会議場所	糸魚川市役所　2階　203・204会議室

農業委員（定数30名）

出席（26名）				欠席（3名）	
1	寺﨑　広一	16	白澤　求	6	岩﨑　源一
2	吉原　勝廣	17	池亀　文雄	12	横川　昭登志
3	片山　博夫	18	福田　幸生	26	月岡　精一
4	五十嵐　昭一	19	小池　憲夫		
5	霜越　恭治	20	土沢　一男		
		21	井上　二郎		
7	石黒　和彌	22	伊藤　昭一		
8	小竹　春治	23	日馬　吉雄		
9	（欠員）	24	齋藤　清美		
10	加藤　久雄	25	小竹　堅吾		
11	荻野　輝道				
		27	松澤　一久		
13	伊藤　眞一	28	猪又　隆夫		
14	中村　成義	29	比護　フサ子		
15	山岸　浩	30	上原　スミ子		

出席職員	次長	池田　隆	主任主査	水島 誠二（書記）			
	係長	木島　久幸	主査	小林　朋美			
説明等のため出席した者の職氏名							
署名委員	議長						
	21番　委員						
	22番　委員						

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第１　　議事録署名委員の指名について

日程第２　　報告事項

報告第１号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.1～No.15　　15件

報告第２号　農地の休耕及び増反届について
No.1～No.6　　6件

報告第３号　農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.801～No.802　　2件

報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
No.1～No.19　　19件

報告第５号　農地使用貸借契約の解約について
No.1　　1件

日程第３　　付議事項

議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
No.3001～No.3007　　7件

議　第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
No.4001　　1件

議　第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
No.5001～No.5010　　10件

議　第４号　農用地利用集積計画案について
No.1～No.83　　83件

議　第５号　農用地利用配分計画案にかかる意見について
No.1～No.10　　10件

日程第４　　その他

ア　次回農業委員会の日程について

イ　その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は６番岩﨑委員、12 番横川委員、26 番月岡委員の３名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。なお、斉藤局長は公務のため欠席です。 **日程第１＝議事録署名委員の指名について**
議長	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、21 番井上委員及び 22 番伊藤委員を指名いたします。 **日程第２＝報告事項** **＜報告第１号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて＞**
議長	報告第１号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて、１番から 15 番の 15 件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長	水島主任主査。〔水島主任主査　自席を立つ〕
水島主任主査	報告第１号　農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて、説明いたします。１頁をご覧ください。 １番糸魚川地区の件ですが、一の宮５丁目地内の１筆 61 ㎡について、転用許可に基づき、宅地敷地に転用済です。 ２番糸魚川地区の件ですが、寺島１丁目地内の１筆 658 ㎡について、転用許可に基づき、宅地敷地に転用済です。 ３番根知地区の件ですが、和泉地内の１筆 26 ㎡について、転用許可に基づき、宅地敷地に転用済です。

	４番西海地区の件ですが、粟倉地内の１筆 119 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 ５番西海地区の件ですが、真木地内の１筆 47 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 ６番西海地区の件ですが、粟倉地内の５筆 856 ㎡について、１筆は昭和５年頃から発電所敷地、他の４筆は平成５年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 ７番西海地区の件ですが、真木地内の１筆 77 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 ８番西海地区の件ですが、粟倉地内の１筆 119 ㎡について、平成５年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 ９番西海地区の件ですが、真木、粟倉地内の２筆 123 ㎡について、真木のほうは昭和５年頃から発電所敷地、粟倉のほうは平成５年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 10 番西海地区の件ですが、粟倉地内の１筆 64 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 11 番西海地区の件ですが、粟倉地内の１筆 274 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 12 番西海地区の件ですが、粟倉地内の２筆 36 ㎡について、１筆は昭和５年頃から発電所敷地、他の１筆は平成５年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 13 番西海地区の件ですが、粟倉地内の１筆 19 ㎡について、昭和５年頃から発電所敷地となっており、現地が非農地化しております。 14 番西海地区の件ですが、真木地内の１筆 155 ㎡について、平成８年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 15 番西海地区の件ですが、粟倉地内の２筆 107 ㎡について、平成５年頃から原野となっており、現地が非農地化しております。 以上で、説明を終わります。〔水島主任主査　着席〕
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

議長	本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
	＜報告第２号　農地の休耕及び増反届について＞
議長	報告第２号　農地の休耕及び増反届について、１番から６番の６件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長	小林主査。〔小林主査　自席を立つ〕
小林主査	報告第２号　農地の休耕及び増反届について、説明いたします。３頁をご覧ください。 １番上早川地区の件ですが、中林、土塩地内の８筆547.13㎡について、高齢のため、休耕するものです。 ２番上早川地区の件ですが、土塩地内の７筆1,684㎡について、用水の管理が困難のため、休耕するものです。 ３番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の４筆3,859㎡について、父の病気により労力不足のため、休耕するものです。 ４番西海地区の件ですが、来海沢地内の12筆6,436㎡について、労力不足のため、休耕するものです。 ５番磯部地区の件ですが、仙納地内の10筆3,480㎡について、高齢のため、休耕するものです。 ６番木浦地区の件ですが、木浦地内の３筆338㎡について、労力不足のため、休耕するものです。 以上で、説明を終わります。〔小林主査　着席〕
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長	本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
	＜報告第３号　農地の用途変更及び嵩上げ届について＞
議長	報告第３号　農地の用途変更及び嵩上げ届について、801番、802番の２件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕

木島係長	木島係長。〔木島係長　自席を立つ〕 報告第３号　農地の用途変更及び嵩上げ届について、説明いたします。６頁をご覧ください。 801番下早川地区の件ですが、東塚地内の１筆48㎡について、嵩上げするものです。地図のNo.１をご覧ください。申請地は、市道両塚線沿いの場所です。東塚集落協定で、花の植栽のため、嵩上げしたいものです。 802番青海地区の件ですが、須沢地内の１筆269㎡について、嵩上げするものです。地図のNo.２をご覧ください。申請地は、市道角地公園２号線沿いの場所です。自家菜園とするため、嵩上げし、畑として管理したいものです。 以上で、説明を終わります。〔木島係長　着席〕
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長	本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
	＜報告第４号　農地法第18条第６項の規定による通知について＞
議長	報告第４号　農地法第18条第６項の規定による通知について、１番から19番の19件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長	小林主査。〔小林主査　自席を立つ〕
小林主査	報告第４号　農地法第18条第６項の規定による通知について、説明いたします。７頁をご覧ください。 １番下早川地区の件ですが、五十原地内の１筆2,136㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 ２番下早川地区の件ですが、東塚地内の１筆968㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 ３番上早川地区の件ですが、北山地内の２筆1,411㎡について、地区外へ転居後耕作していないため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

	4番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆527㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 5番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆910㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 6番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆31㎡について、売買による所有権移転ため、解約するものです。 7番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆105㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 8番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,077㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 9番能生谷地区の件ですが、槙地内の1筆1,839㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 10番能生谷地区の件ですが、槙、溝尾地内の14筆7,909.46㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 11番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆1,912㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 12番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,114㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 13番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆598㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 14番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆953㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 15番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,059㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 16番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,961㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 17番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,849㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 18番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆3,055㎡について、農地中間管理事業を活用するため、解約するものです。 19番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,403㎡について、他の方に貸し付けるため、解約するものです。 以上で、説明を終わります。〔小林主査　着席〕

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長	本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
	＜報告第4号　農地使用貸借契約の解約について＞
議長	報告第4号　農地使用貸借契約の解約について、1番の1件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長	小林主査。〔小林主査　自席を立つ〕
小林主査	報告第4号　農地使用貸借契約の解約について、説明いたします。11頁をご覧ください。 1番上早川地区の件ですが、大平地内の3筆5,154㎡について、勤務の都合で他の方に貸し付けるため、使用貸借契約を解約するものです。 以上で、説明を終わります。〔小林主査　着席〕
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長	本案件は、原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。
	日程第3＝付議事項
	＜議第1号　農地法第3条の規定による許可申請について＞
議長	議第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、3001番から3007番の7件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長 水島主任主査	水島主任主査。〔水島主任主査　自席を立つ〕 議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。12 頁をご覧ください。 3001 番大野地区の件ですが、大野地内の２筆 1,087 ㎡について、売買による所有権移転の申請です。地図のNo.3 をご覧ください。申請地は、JR 頚城大野駅の南側付近の場所です。譲受人は、申請地が居住地から遠い等により耕作困難なため、一団の土地として規模拡大したい譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、大野地区の 20ａ超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3002 番根知地区の件ですが、栗山地内の４筆 2,192 ㎡について、売買による所有権移転の申請です。地図のNo.４をご覧ください。申請地は、市道栗山線の東側の場所です。譲渡人は、申請地が耕作困難なため、以前から管理を依頼していた譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、根知地区の 10ａ超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3003 番根知地区の件ですが、大神堂地内の４筆 578 ㎡について、売買による所有権移転の申請です。地図のNo.５をご覧ください。申請地は市道大神堂線付近の場所です。譲受人は、住民票上の住所は小谷村ですが、実際の居住地である大神堂の自宅近くの農地を譲渡人から購入し、規模拡大を図りたいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、根知地区の 10ａ超の耕作

	面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3004 番能生谷地区の件ですが、小見地内の１筆 778 ㎡について、売買による所有権移転の申請です。地図のNo.６をご覧ください。申請地は、市道北部２号線沿いの場所です。譲渡人は市外在住のため耕作困難なことから、近接地に居住、耕作をしている譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、能生谷地区の 20ａ超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3005 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の８筆 1973.26 ㎡について、贈与による所有権移転の申請です。地図のNo.７及び８をご覧ください。申請地は、市道川詰線沿いの場所及び同道からの農道を登ったところの場所です。譲受人は、故郷への移住を機に農業を営むこととなり、甥である譲渡人から農地を譲り受け、耕作及び果樹の栽培を行いたいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、能生谷地区の 20ａ超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3006 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の１筆 50 ㎡について、使用貸借権設定です。地図のNo.９をご覧ください。申請地は、市道川詰線沿い、譲受人の自宅前の場所です。譲渡人は、耕作困難なため、近接地に居住している譲受人が借り受け、畑として耕作を行いたいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、能生谷地区の 20ａ

	超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3007 番青海地区の件ですが、須沢地内の１筆 166 ㎡について、売買による所有権移転の申請です。地図のNo.10 をご覧ください。申請地は、北陸新幹線付近、市道角地公園３号線沿いの場所です。譲渡人は、県外に在住し、今後も帰郷の予定がないため、長年管理を依頼していた譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第３条第２項第５号の下限面積要件ですが、須沢地区の 10ａ超の耕作面積です。農地法第３条第２項第７号の地域調和要件ですが、申請地区内に在住されており、問題ないと見込まれます。また、農地法第３条第２項第３号（信託）、第６号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。〔水島主任主査 着席〕
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	＜議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について＞
議長	議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、4001 番の１件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長 木島係長	木島係長。〔木島係長　自席を立つ〕 議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、説明いたします。14 頁をご覧ください。 4001 番糸魚川地区の件ですが、上刈４丁目地内の１筆 117 ㎡について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.11 をご覧ください。申請地は、市民総合体育館の南側で、市道大野糸魚川２号線沿いの場所

	です。申請者は、現在アパート住まいのため、申請地及び自己所有の隣接地とともに住宅を建築したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-a-(a)（道路要件：市道大野糸魚川２号線（幅員６m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径 500m 以内に糸魚川中学校と内科医院が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。〔木島係長　着席〕
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	**＜議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について＞**
議長	議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、5001 番から 5010 番の 10 件ございます。説明を求めます。
木島係長	〔「議長」と呼ぶものあり〕 木島係長。〔木島係長　自席を立つ〕 議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、説明いたします。15 頁をご覧ください。 5001 番の大和川地区の件ですが、地図のNo.12 をご覧ください。大和川地内の１筆 293 ㎡について、永年の使用貸借権設定です。申請地は、市道桜ヶ丘中央線沿いの場所です。譲受人は、現在共同住宅に居住しているが、手狭になったため、父が所有する申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-ａ-(a)（道路要件：市道桜ヶ丘中央線（幅員５m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径 500m以内に、大和川保育園と大和川小学校が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5002 番西海地区の件ですが、粟倉地内の４筆 1,514 ㎡について、管

理事務所、駐車場、資材置場敷地（一時転用）のための、３年間の賃借権設定です。地図のNo.13を覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。譲受人は、発電所及び水圧鉄管の補修工事をするため、管理事務所、駐車場、資材置場敷地として、申請地を借り受けたいものです。農地の区分は、ｲ-(ｲ)-b（発電所及び水圧鉄管の補修工事用地のための一時的な利用に供する。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5003番西海地区の件ですが、来海沢地内の２筆61㎡について、農業用倉庫敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.14を覧ください。申請地は市道大岩線沿いの場所です。譲受人は、平成14年頃から申請地を賃借し、農業用倉庫を建築したが、今回、売買により譲り受けようと調査したところ農地であることが判明したため申請するものです。農地の区分は、ｶ-(ｱ)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5004番西海地区及び糸魚川地区の件ですが、平牛及び南押上３丁目地内の２筆214㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.15を覧ください。申請地はガス中央供給所の南側、市道牛伏道線沿いの場所です。譲受人は、両親と同居しているが、子供の成長に伴い、病院や学校に近く、通勤にも便利な申請地に住宅を建築したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-a-(a)（道路要件：市道牛伏道線（幅員５m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に糸魚川地域振興局と糸魚川高等学校が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5005番糸魚川地区の件ですが、一の宮４丁目地内の５筆33.05㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.16を覧ください。申請地は、市道天神堂線沿いの場所です。申請地の南側に、譲受人の妹が住んでおり、妹の来客用の駐車場がなく困っているため、申請地を譲り受け、駐車場として整地し無償で妹に貸与するもので

す。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5006番糸魚川地区の件ですが、上刈１丁目地内の１筆249㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.17を覧ください。申請地は市道長面団地線沿いの場所です。譲受人は、現在アパート住まいのため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第１種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5007番糸魚川地区の件ですが、上刈１丁目地内の１筆43㎡について、車庫敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.18を覧ください。申請地は、市道長面団地線沿いの場所です。譲受人は、住宅の隣接地である申請地を譲り受け、車庫を建築したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第１種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5008番糸魚川地区の件ですが、上刈４丁目地内の１筆104㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.11を覧ください。申請地は、市道大野２号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパート住まいのため、申請地及び自己所有の隣接地とともに住宅を建築したいものです。農地の区分は、農地の区分は、ｴ-(ｱ)-a-(a)（道路要件：市道大野糸魚川２号線（幅員６m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に糸魚川中学校と内科医院が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5009番大野地区の件ですが、大野地内の１筆47㎡について、住宅敷地拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.19を覧ください。申請地は、市道中央大道路線沿いの場所です。譲受人は、昨年Uタ

	ーンして住宅を建築しましたが、落雪型屋根構造のため、隣接土地所有者に迷惑をかけたことから、申請地を譲り受け、住宅敷地を拡張したいものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5010番大野地区の件ですが、大野地内の４筆196.91㎡について、農作業所及び駐車場回転敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.20を覧ください。申請地は、譲受人自宅の北側の場所です。譲受人は、隣家を土地付きで譲り受けたが、敷地内の一部が農地であることが判明したため申請するものです。農地の区分は、ｴ-(ｱ)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。〔木島係長　着席〕
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	＜議第４号　農用地利用集積計画案について＞
議長	議第４号　農用地利用集積計画案について、１番から83番の83件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
水島主任主査	水島主任主査。〔水島主任主査　自席を立つ〕 議第４号　農用地利用集積計画案について、説明いたします。 参考資料としまして、今月の83件の案件につきまして、表にまとめたものをお配りしておりますが、この資料は、地区別に、規模拡大、更新、合計というふうに分けさせていただき、その中に件数、筆数、面積というかたちで表示しております。83件のうち、規模拡大は74件、247筆、222,598.91㎡、一方、更新のほうは９件、48筆、22,351

	㎡、83件の合計としましては、295筆、244,949.91㎡となっております。それでは、18頁をご覧ください。 １番下早川地区の件ですが、東海地内の１筆1,257㎡について、更新するものです。 ２番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の４筆6,010㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ３番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の３筆757㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ４番下早川地区の件ですが、滝川原地内の１筆1,001㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ５番下早川地区の件ですが、滝川原地内の１筆1,120㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ６番下早川地区の件ですが、滝川原地内の１筆250㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ７番下早川地区の件ですが、五十原地内の13筆2,942㎡について、更新するものです。 ８番下早川地区の件ですが、五十原地内の１筆269㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 ９番下早川地区の件ですが、五十原地内の２筆1,783㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 10番下早川地区の件ですが、五十原地内の１筆2,136㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 11番下早川地区の件ですが、東塚地内の１筆968㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 12番上早川地区の件ですが、土塩地内の22筆7,330㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 13番上早川地区の件ですが、大平地内の２筆1,341㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 14番上早川地区の件ですが、大平地内の３筆1,515㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 15番上早川地区の件ですが、大平地内の３筆5,149㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 16番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の４筆4,536㎡につい

	て、借り受けて規模拡大を図るものです。 17番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆999㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 18番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆92㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 19番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆253㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 20番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆2,049㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 21番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆254㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 22番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆148㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 23番大和川地区の件ですが、大和川地内の24筆6,548㎡について、更新するものです。 24番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆626㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 25番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,411㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 26番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆4,116㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 27番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆3,013㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 28番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆947㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 29番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆474㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 30番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆427㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 31番大和川地区の件ですが、厚田地内の4筆1,621㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 32番大和川地区の件ですが、厚田地内の4筆1,766㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

	33番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,377㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 34番西海地区の件ですが、粟倉地内の1筆159㎡について、更新するものです。 35番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,689㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 36番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,591㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 37番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,893㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 38番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆4,881㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 39番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆3,801㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 40番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,786㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 41番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,735㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 42番根知地区の件ですが、栗山の1筆105㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 43番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆3,434㎡について、更新するものです。 44番今井地区の件ですが、西中地内の1筆197㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 45番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の3筆1,003㎡について、更新するものです。 46番能生谷地区の件ですが、鶉石、小見地内の3筆3,987㎡について、更新するものです。 47番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,993㎡について、更新するものです。 48番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,818㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 49番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆933㎡について、借り

	受けて規模拡大を図るものです。 50番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,085㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 51番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆28㎡について、更新するものです。 52番能生谷地区の件ですが、高倉地内の11筆2,620㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 53番能生谷地区の件ですが、高倉地内の3筆613㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 54番能生谷地区の件ですが、高倉地内の3筆4,877㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 55番能生谷地区の件ですが、指塩地内の1筆1,097㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 56番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆1,531㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 57番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の2筆1,483㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 58番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の3筆2,244㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 59番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆4,718㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 60番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆3,637㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 61番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆4,855㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 62番西海地区の件ですが、市野々地内の7筆9,551㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 63番西海地区の件ですが、市野々地内の36筆43,346㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 64番西海地区の件ですが、市野々地内の11筆12,910㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 65番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆6,395㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

	66番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆1,426㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 67番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆834㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 68番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆724㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 69番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆6,049㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 70番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆2,097㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 71番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆3,015㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 72番西海地区の件ですが、来海沢地内の7筆4,249㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 73番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆1,929㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 74番西海地区の件ですが、田中地内の3筆1,076㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 75番西海地区の件ですが、水保地内の3筆2,552㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 76番西海地区の件ですが、水保地内の4筆2,171㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 77番能生谷地区の件ですが、槙地内の8筆4,205㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 78番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,519㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 79番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆3,493㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 80番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,517㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 81番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の7筆2,646.91㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 82番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,720㎡について、農

	地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 83番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆247㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。〔水島主任主査 着席〕
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	＜議第5号　農用地利用配分計画案にかかる意見について＞
議長	議第5号　農用地利用配分計画案にかかる意見について、1番から10番の10件ございます。説明を求めます。 〔「議長」と呼ぶものあり〕
議長 水島主任主査	水島主任主査。〔水島主任主査　自席を立つ〕 議第5号　農用地利用配分計画案にかかる意見について、説明いたします。40頁をご覧ください。 1番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆1,531㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 2番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の2筆1,483㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 3番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の3筆2,244㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 4番西海地区の件ですが、市野々地内の81筆99,557㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 5番西海、能生谷地区の件ですが、来海沢、槙、溝尾地内の18筆12,938㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 6番西海地区の件ですが、釜沢、田中、水保地内の8筆4,846㎡に

	ついて、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 7番西海地区の件ですが、田中地内の1筆330㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 8番西海地区の件ですが、水保地内の3筆2,552㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 9番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆5,012㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 10番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の7筆2,646.91㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。〔水島主任主査 着席〕
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて、日程第4のその他に入ります。
	日程第4＝その他 **ア　次期農業委員会の日程について**
議長	・　5/31(火)　午前9時30分～　203・204会議室
	イ　その他
議長	他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。